

第 1 1 回 村上市歴史的風致維持向上協議会 議事録（概要）

| | |
|---|--|
| 会議名 | 第 1 1 回 村上市歴史的風致維持向上協議会 |
| 日時 | 令和 7 年 7 月 3 1 日（木） 13：30～15：45 |
| 会場 | 村上市教育情報センター会議室 A・B（2 階） |
| 出席者 | <p>【委 員】 西村会長、岡崎副会長、武者委員、大竹委員、益田委員、川上委員、吉川委員、船山委員、石井委員、江端委員、野澤委員、本間委員、板垣委員、松本委員、三ツ井委員、 ※欠席 川崎委員、近藤委員、平山委員、嵩岡委員、福間委員</p> <p>【オブザーバー】 国土交通省北陸地方整備局 浅川都市調整官</p> <p>【事務局】 大滝副市長 都市計画課：忠参事、林課長補佐、野澤主査、木田主事 生涯学習課：竹内副参事</p> |
| 内容 | <p>1. 開会 2. 会長挨拶 3. 市長挨拶 4. 出席委員報告、新任委員紹介 5. 議事 （1） 村上市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）に記載予定の事業について 資料 1-1、1-2、1-3 にて説明 →原案のとおり承認 ※議事概要については、下記のとおり</p> <p>6. 報告 （1） 村上市建造物外観修景事業他 1 事業の制度の見直しについて 資料 2 にて説明 ※議事概要については、下記のとおり （2） 第 3 回北陸歴史まちづくりサミットについて 資料 3 にて説明 ※議事概要については、下記のとおり</p> <p>7. 連絡事項 8. 閉会</p> |
| 議事概要 | |
| <p>■議事（1）について 原案のとおり承認。以下議事概要。</p> <p>●説明いただいた事業はいつどのタイミングでスタートするのか。今年度中に事業を決定して来年度から一斉にスタートするのか。（西村会長） →事業によってスタートのタイミングは異なる。資料 1-2、1-3 の「食のみらい創造事業」は、第 2 期計画が始まる令和 8 年度から取り組んでいく。「都市計画道路見直し事業」は県と協議を進めているところであり、実際に手続きを進めるのは令和 9 年度と考えている。同じく「黒堀通り修復事業」は費用の調査や国の補助金の申請等に時間を要するため令和 9 年度としている。「若林家住宅表門修復事業」「景観阻害建造物除却事業」については以前から懸念している案件であり、具体的な内容を詰めている段階のため令和 8 年度から事業を進めていく。「村上市歴史的風致形成店舗認定事業」は、認定制度は以前から進めているため令和 8 年度のスタートとし、補助や支援について今後検討していく。「まちあるきデジタルマップ整備・普及事業」「木造住宅密集地防火対策事業」は、今年度、来年度に具体的な事業として形をつくったうえで令和 9 年度からスタートとしていく。（事務局）</p> <p>●「観光イベント事業」を廃止する理由として、現在申請を行う団体がなく、補助事業として実施されていないことを挙げているが、申請する団体がないというよりは、そういった制度が周知されていないのでは</p> | |

ないかと思う。また、「村上市歴史的風致形成店舗認定事業」や「まちあるきデジタルマップ整備・普及事業」はぜひ推進していただきたいが、都市間競争であるということについても考えてもらいたい。来客数が減少している気がするが、その理由として、大阪万博があることや最近佐渡が脚光を浴びていることもあり、そういったところに負けているのではないかと思う。テレビ等でこれらが全国的に取り上げられているのをよく見るが、そういった仕掛けを積極的に行っていくべきだと思う。そうすることにより、この歴史的風致維持向上計画が単なる学術的なものから、さらに経済活動に結びつくものになると思う。(益田委員)

→「観光イベント事業」については観光課に改めて確認させていただき、引き続き掲載するという事になれば地元団体等への周知に力を入れ、市内の横の連携を強くして取り組んでいきたい。(事務局)

●「歴史的風致形成建造物保存事業」等の建造物の保存について少し話をさせていただく。お配りした「むらかみ町屋再生プロジェクト事業成果」のパンフレットに掲載の「鈴木家住宅」や「須藤家住宅」等、空き家になり取り壊しの危機にある建造物を当会で預かり、利用者を探す「空家の町屋保存事業」を令和6年より行っている。また、約2か月前の話だが、庄内町で解体が決定した町家がある。大町・小町の修景を中心に進めている状況だが、市で重要伝統的建造物群保存地区(重伝建)の指定に向けて動いており、この指定に向けては大町・小町に加えて庄内町が加わることが必須であると伺っている。庄内町は、村上城下町で歴史的建造物の残存率は最も高い地区であるが、現在次々に建替えや解体が進んでおり、文化庁からはこれ以上歴史的建造物が壊されれば重伝建への選定は難しくなると言われている。そういったなかで、この解体の決まった町家の所有者を説得し、まずは解体を食い止めることができた。そのほか、久保多町の建物では、所有者が亡くなり、建物を譲りたいという相談がきている。このような話が当会へはよくきており、本計画の事業においても保存の項目があるが、建物は突然壊されるものである。何とかしたいと思って声を上げる方は歴史的風致形成建造物の指定等を受けて改修等に進んでいくが、その気がない方からも情報を得られるよう届出制度等を設けたい。また、市の建物調査を受けた後に歴史的風致形成建造物に指定され、改修等の補助対象になるわけだが、市ではその調査費がなかなか捻出できないということも聞いている。突然解体等の話が出てきた建物に対して、次年度の事業で予算をとってそれから実施等ということになると、その前に壊されてしまうのではないかと感じている。(吉川委員)

→建物が突然解体されるというところで、解体する前に現行の空き家バンク制度等を活用して利活用に繋げていければと思っている。それに関しては、市から住民や市外の方へPRを行い、なるべく建物を解体せずに残し、利活用していくことに焦点を当てていきたい。また、建物調査の予算に関して、今すぐ調査費を出すというのは難しいところではあるが、吉川委員をはじめまちづくり団体や地元大工等にご協力いただき、残していくべき町家をリストアップしたうえで、予算立てできるように動いていきたい。(事務局)

●解体する場合の事前の届出制度は作れないのか。八女市では、空き家の問題が深刻になっており、空き家が壊される際に行政に届出をするのだが、民間が協力して利活用のための相談に加わる等、行政ができない部分を、民間の機動力を活かしてまちづくりをしている。現在特に庄内町は歴史的建造物を壊されてはいけないう状況にあるため、何とか解体等の情報を共有できるような制度をつくってもらいたい。(吉川委員)

→京都市でも事前に届出を行い、壊される前に使い道がないかを検討しており、あらかじめ活用の可能性を探るといった仕組みをとっている行政がある。そういった事例を調べていただき、今すぐは難しいかもしれないが、何がどこまで実現可能か考えてもらいたい。本計画は基本的に補助金を出して守るという仕組みのため、残す気があまりない、もしくは亡くなった後の相続人が全くそういうことを考えていないと、金銭的な原因で解体するというものと状況が全く異なるため難しい。そのため、届出等の別の仕組みを作る必要があり、それはおそらくこの協議会の中ではなかなか作れないため、別の場でそれを検討してもらうようなことが必要になってくる。(西村会長)

→調査費がないという話について、行政だけでは難しい面もあるため、民間の協力を得て、調査費の全額でなくても、一部を負担してもらおうということも考えられる。また、届出の話は、罰則のない条例であればつくるのはそんなに難しくないと。 (江端委員)

●調査費について、予算枠を前は設けてあったような気がするがそれがなくなったのか。(吉川委員)

→枠をずっと残していたわけではない。予算要求には上げていたが、査定の結果予算がつかなかったという経緯がある。例えばその他の事業から余った予算を回すことが考えられるが、それに関しても他の事業等の予算がどの程度余るかが見えてこない調査等に回すことができず、そのような状況が一、二年続いている。(事務局)

→民間の方で調査費用を立て、調査すれば歴史的風致形成建造物の指定に繋げることはできるのか。(吉川委員)

→実際にヘリテージマネージャーの方に調査していただければ問題ない。(事務局)

●今まで町屋再生プロジェクトでの取り組みを行ってきたが、個人的にはさらに空家に特化した取り組みをするため別団体を作っていく必要があると思っている。その場合、空き家のことに取り組む団体として「空家等管理活用支援法人」に認定されると、色々な話を進めやすくなる聞いた。この「空家等管理活用支援法人」の制度についてご存知であれば伺いたい。そのような行政と民間とが協力して守っていく体制を作り、より強固にしていきたい。(吉川委員)

→NPO等の支援法人は様々な制度の中で作られてきている。それらは基本的に行政が背中を押すような仕組みとして作られている。景観整備機構等、法律の中に位置付けられ、それも「空家等対策の推進に関する特別措置法」に位置づけられており、民間が動きやすくなっている。今までであれば行政がお金をかけて全て行うことが要求されるわけだが、時代が変化してきている。保存管理団体であれば、制度的に保存管理する団体として行政や財団を指名する仕組みはあったが、活用の方で指名する仕組みが今まであまりなかった。活用するのは今までは民間が行うものであったが、活用といっても、団体によって改造の度合いにも幅があるため、しっかりと建物を守ってくれる団体を行政が支援法人にすることで活動がしやすくなる。そういった制度が増えてきており、「空家等管理活用支援法人」もおそらくその一つだと思う。様々な仕組みが出来てきており、歴まち計画だけではこのようなことはなかなか進まないで、他の様々な仕組みも並行して動かせるようなことをぜひ考えて進めたいというのが趣旨だと思う。今事務局に答えを求めことはできないかもしれないが、少なくともこの計画と並行して、もう少し幅広くできることがないかということも並行して考え、次の段階で報告していただければと思う。(西村会長)

→届出の制度は、金沢も京都もあるため、条例を作ればできる。また、調査費に関しては、歴史的風致形成建造物に認定するための調査であれば、費用がかかるとは限らないため、そのあたりは相談してもらえればと思う。(岡崎副会長)

●旧貯蓄銀行は村上にとって非常に貴重な近代化建築で、地域団体が第四銀行にまずは壊すのをやめてほしいと申し出て、この建物を何とか保存・活用していきたいと申し入れをしている。合併等により議論が中断してしまっていたが、急に壊すということはないと聞いている。この建物はお祭り時の背景としても非常に大切な存在として残っている。以前、その建物を第四銀行から市に対して譲りたいという話があったが、市にも様々な事情があり寄贈されなかった。市としてはなかなか難しいかもしれないが、第四銀行からすれば、市に引き取ってもらえるということであれば、話を進めてくれそうな雰囲気も個人的には感じている。市が建物を譲り受け、市民がその建物を改修して保存するという形で、行政の信用度と民間の機動力を合わせてこの建物を守ることができないかと思っている。以前は断ったが、そのような形で民間の請負う団体を作り、市と協力してこの建物を守ることができないかという提案をさせていただきたい。保留の状態は何年か経っており、壊さないと断言しているが、いつ変な動きにならないか心配している。まず一つの可能性ということで提案させていただくので、ご検討いただきたい。(吉川委員)

→市としてその建物を取得するとなると、取得するにあたっての理由が必要になってくる。こういったことをするためにこの建物・土地が必要であるという理由付けが必要であり、単に買ってほしいと言われて買うのはなかなか難しい。そのためどういった事業や取り組みにこの建物が活用できるかというところを整理して考えていきたい。それに関しては我々だけでなく、例えば観光や地域経済の課の方で、こういった取り組みにあたってこのような施設が必要だという話があれば、旧貯蓄銀行の建物を候補地として活用できないかという視点でアプローチをしていきたい。(事務局)

→参考までに、当時は建物は差し上げるというスタンスだったが、それを活かすには内部を使えるように膨大な費用をかけて改修する必要があるが、それに見合う活用ができるのかというところで、市はそれを断念した。内部を使えるようにするには費用が高くなるが、壊れないように補修するだけであれば、かなり安くなる。そのような形であれば、民間でも建物の補強や外観のレンガタイルの修繕等、歴まちの制度を使って実施できると思われるため、検討いただきたい。(吉川委員)

●「歴史的資源学習事業」「伝統芸能体験事業」について、事業主体が地域まちづくり組織となっているが、支援事業名が「地域まちづくり交付金」となっていると思うが、これはまちづくり協議会を経由して実施するものという考えなのか。(板垣委員)

→まちづくり協議会を経由してというよりは、今現在まちづくり協議会で取り組んでいる活動の中の歴史的な活動、例えば地域歴史資源の学習会として地元の神社・お寺の由来を外部の方に教えてもらうものや、伝統的な文化芸能の体験事業等、既にまちづくり協議会で実施している事業があり、それを掲載させていただいている。そのため、まちづくり協議会を経由して実施を義務付けるものではなく、各まちづくり協議会で自主的に実施しているものを本計画で掲載させていただいている形になる。(事務局)

→地域まちづくり組織が山北地区まちづくり協議会とは別に、例えば市民課に対してこの事業を実施したいという話が出た場合に、予算も事業の流れも、当該地区まちづくり協議会を介さずに実施するという事業の性質であっているか。(板垣委員)

→その場合は、予算としては市民課から各まちづくり協議会にまちづくり交付金が出ているので、そのまちづくり協議会の交付金を使って、そのまちづくり組織に交付するという形になる。(事務局)

→そうすると、資料では事業主体がまちづくり協議会からまちづくり組織になっているが、実質的なところはまちづくり協議会が実施しなければいけないと思う。今現在市内にある複数のまちづくり協議会はかなり自由度を持って、その当該年度の事業の予算づけをしている。この計画で決める部分がまちづくり協議会に全て伝わっていないと作れないので、事前に事業主体となるまちづくり組織は、自分たちの地域のまちづくり協議会に対して、この申請を行う必要がある。そういった意味では、支所間やまちづくり協議会間でも横断的な周知徹底を図る必要がある。(板垣委員)

→こういった事業を実施すれば交付金に上積みされるという考え方ではなくて、毎年の交付金の中で実施するという考え方で合っているか。(船山委員)

→その通りである。(事務局)

→事業そのものとしてはおそらく使いづらくなる。各まちづくり協議会で予算配分があるので、まちづくり協議会を介さずに交付金の上積みされるものであれば問題はないが、与えられた交付金の中でさらに予算を割いていくとなると、本当に地域まちづくり組織に予算が行き渡り事業が目的を成し遂げられるのかという、少し疑問に思うところはある。(板垣委員)

→各まちづくり組織で必ず実施するという話ではなく、今回挙げさせていただいたのは、実際に今取り組んでいる組織があるということで、これまで通りに実施していただきたい。また、新たに実施したいという組織があれば、ぜひこちらとしては取り組んでいただきたいが、そこで交付金を上乘せするという考えはないため、そのあたりは組織の中でご検討いただきたい。(事務局)

■報告（1）について

●次の段階として観光事業、まちづくり事業に力を入れていくことは大変いいことだが、駅前の村上総合病院跡地の活用についても考えていただきたい。現在、村上城下町の大町・小町を中心として町屋通りは観光客等にどんどん知られるようになってきたが、村上市は非常に広域で、山北・朝日・荒川・神林があり、それぞれ特色が異なる。また、交通手段として、電車やバス、観光バス、タクシー、自転車、徒歩、色々ある。観光客が村上に来た場合、どうやったら楽しめるのかというところで、例えば元イオンの駐車場に誘導し、村上総合病院跡地に観光ハブ基地のようなものを作り、そこに行けば各地区の情報やそこまでの交通手段等、あらゆることが分かるものを設けたら良いと思う。（益田委員）

→先日駅前開発の意見交換会があり、話を聞いていると、市民の方からも観光の拠点や、公共交通の結節点、ハブ機能という要望は上がってきており、村上市の玄関口として、村上市全域の顔となるような施設にしていきたいと思っているため、今後そういったものも検討させていただく。（事務局）

●制度の見直しについて、第1期計画策定から10年が経過し、次に進む段階で他の地域も進めていくという話だったと思うが、瀬波や岩船、荒川から山北までの各歴史的風致が残るエリアに同様の制度を設けるのではないのか。（大竹委員）

→この事業については現段階で検討を進めているところであり、村上地域だけではなく、山北、神林、荒川、朝日を含めた市全域で考えていかなければいけない。村上地域以外の地域についても幅広く事業を行っていきたいと考えており、修理修景事業をはじめとしてこれから考えていきたい。（事務局）

→村上地域以外の地域の修理修景については既に景観の補助金があり、認知度が低いため活用は少ないが、それを使えばいい。補助額等は違うが、そういった部分や周知も含めて検討していただきたい。歴まち計画で広げていきたいという話があったのは、重点区域でないといけないこともあり、重点区域は国の文化財がないと広げようがなく、他の地域にそれがないため、もし重点区域を広げるのであれば他の地域に国の文化財を指定するところから始める必要がある。ただ、修景に関して、各地域の中心集落は既に景観の重点地区に指定されているため、その中の補助金制度はあるということも踏まえて検討する必要がある。

（岡崎副会長）

→なぜそのような仕組みになっているかという、法律を作る段階で、国の文化財が核になれば、その周りを整備することでその文化財も良くなるということで法律を作った経緯があるため、核となる文化財が必要ということになっている。重点区域の設定には核となる文化財があり、そこからどこまで広げるかということで今の村上もかなり広めに取っている。しかし他の区域に対して何ができるかという懸念はよくわかるので、そこに関してはできることに若干差があるかもしれないが、そこもしっかりと説明をして、使えるものは使っていただければと思う。（西村会長）

●第3次村上市総合計画に記載されている「歴史的活動の活性化と承継」について十分に行われていないとあるが、個人的には十分に近いぐらい行われているように思う。なので、少しこの表記は現実に合っていないのではないかと。続いて、YouTubeで発信していくという話があったがもう少し具体的に説明をお願いしたい。（川上委員）

→まだ構想段階ではあるが、他都市の事例では、歴史的風致形成建造物を市の公式マスコットキャラクターと一緒にYouTubeで紹介しているものや、また歴史的風致に関連する町並みをSNS等で発信しているものがあり、そのような事例を参考にしながら、魅力を発信していきたいと考えている。（事務局）

→前回の協議会でも話したが、デジタル化が進んだ現在、YouTubeはもちろん、様々なツールを使い発信していくことが大事だと思う。また、村上市のホームページも少し手を入れた方がいいと思う。村上市のホームページを開くとカテゴリーがあるが、横にスライドしないと全体が見えないという点は改善した方がいい。また、歴まち計画はどのまちでもできる計画ではないが、これをホームページから探さずらい状況であるため、事業の一つとしてホームページの改修をして、カテゴリーとして歴史的風致を独立させ、そ

ここにクリックすれば、事業等が全部見ることができる状態にして欲しい。(川上委員)

→まずホームページの改修については、所管課とも相談し検討していきたい。歴史的風致を個別にアップするというについては、広報の担当に確認をさせていただき検討していく。(事務局)

●「修理修景事業の補助金を見直し、観光事業・まちづくり事業に投資」というところで、本計画の目的は風致維持であり、今後、建物への維持・メンテナンスが必ず必要になる。そのため、次の投資というところよりも、それをいかに 20 年 30 年 40 年と維持していくかが大事だと思うため、そういったところの修理修景は常に頭に置いておくことが大事だと思う。(板垣委員)

■報告(2)について

●歴史まちづくりサミットの開催時期について、9/15～10/15 の屏風まつりにあわせて実施したらどうか。(益田委員)

→議会の関係で 10 月に入ってからの実施を考えている。また、各市長が出席するため市長のスケジュールが優先にはなるが、そういった行事等の開催にも考慮して日程を調整したい。(事務局)

●歴まち計画を策定している自治体だけでなく、県内の未策定の自治体にも声をかけていただけるとありがたい。(岡崎副会長)